平成２７年（フ）第２８５号
新潟市中央区関屋昭和町２丁目93番地
破産者　長谷川光弘
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1178番地１
破産者　株式会社軽井沢総合開発センター
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第７１９号
名古屋市中区栄２丁目15番16号
破産者　株式会社キューブ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８０号
名古屋市中川区月島町８番１号
破産者　大和産業有限会社
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２０１号
名古屋市中川区太平通１丁目12番地
破産者　株式会社タイヤサービスナカガワ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３号
愛知県安城市川島町中田１番地　アイシン・エィ・ダブリュ川島寮、前住所石川県金沢市西念４丁目２番６号
破産者　岩渕　　大
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７１７号
神戸市中央区磯辺通１丁目１番18号
破産者　有限会社ティアラ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７号
松江市島根町野波395番地
破産者　株式会社紅花組
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
沖縄県うるま市字州崎13番地32
破産者　株式会社ワールドティエヌティ
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１３１号
沖縄県うるま市字田場967番地
破産者　有限会社島根組
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１３６号
北海道函館市本町26番15―203号
破産者　函館ゼミナール株式会社
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６８号
茨城県那珂市菅谷1598番地５
破産者　有限会社テイエスファクトリー
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１７８号
千葉市稲毛区黒砂２丁目６番９号　田久保荘101号、住民票の住所千葉市稲毛区穴川１丁目６番28号　西千葉ハイツ306号
破産者　高橋　祐介
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７４号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目１番３号
破産者　株式会社アーベスト
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７５号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東34棟101号
破産者　佐藤　光明
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７６号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東34棟101号
破産者　佐藤　弓月
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００６号
東京都町田市玉川学園５丁目１番７号
破産者　新和技研株式会社
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０３８号
東京都八王子市万町79番地25
破産者　松木　良春
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８７１号
京都府長岡京市金ケ原寿先１番地６
破産者　株式会社笑笑貿易
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９４号
京都府宇治市木幡平尾28番地の790
破産者　株式会社ＮＥＸＴ
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
島根県江津市二宮町神村1688番地
破産者　有限会社江津精密
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部